

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

日程第 12. 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 12. 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。提案理由としまして、旅費、日当の額について近隣市町村の状況を鑑み、当該額の見直しを行うため提案いたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。議案 15 号につきましても先ほどから出ている宿泊を伴う日当の改正でございます。町長、副町長の宿泊を伴う日当を 1,500 円から 3,000 円にという改正です。もう 1 点は、宿泊を伴わない沖縄県本島内の旅行の場合は、前項の規定にかかわらず支給しないという現状もその運用でございますがきちっと条例に明記するという改正でございます。改正額や理由については、先ほどの議案と同様でございます。以上が、議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。